

京都市告示第690号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和5年3月14日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
トリコ京都合同会社	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ノエル 2650100205	北区西賀茂榿ノ木町 31番地2	令和5年 3月31日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)